

# 成人式のお知らせ

未来を築く成人の門出を祝して、あきる野市成人式を行います。

日時 平成25年1月14日(月) 午前11時～11時50分(午前10時15分から受付) 1回のみ開催 場所 秋川キララホール 内容 式典

対象 平成4年4月2日から平成5年4月1日まで生まれ、成人を迎えられる方には、成人式を送ります。該当する方は12月7日(金)を過ぎても案内状が届かない方はご連絡ください。現住所が市外であっても、市内の小・中学校を

## あきる野市は自転車競技(ロードレース)、馬術競技、ソフトボール競技(少年女子)の会場です。

卒業し、あきる野市成人式に参加を希望する方はご連絡ください。問合せ 生涯学習推進課 生涯学習係(直通558・2438)

### 新小・中学生に入学 通知書を送ります

平成25年4月から小・中学校に入学する子どものいる家庭に、12月中旬ごろ「入学通知書」を送ります。次に該当する方は連絡してください。

入学通知書が届かない方入学通知書を受け取った後、転居が転出した方平成25年3月末までに転居が転出する予定の方国立・都立・私立の小・中学校などに入学する方(入学決定後、入学校の

入学許可書と印鑑をお持ちの上、届けてください。外国人の方で入学を希望する方(就学願を提出している方は不要です)入学通知書に記載された指定学校を変更したい方は、お問い合わせください(事前調査票を提出している方を除く)。

### ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)の申請はお済みですか

ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)の申請はお済みですか。対象 18歳になった日の属する年度の末日以前(障がい児は20歳未満)の児童を監護している父か母、または養育者で次のいずれかに該当する方(所得制限額以下の方) 父か母が死亡

父か母が重度の障がい者など 市市民税非課税世帯: 保険診療に係る患者負担相当額を助成(患者負担なし) 市市民税課税世帯: 保険診療に係る患者負担額1割を除いた額を助成

平成23年1月2日以降、あきる野市に転入した方(のみ) 要件によってはその他の書類が必要な場合があります。申請・問合せ 子育て支援課・子育て支援係、五

### 市税などの納付は 便利な口座振替制度をご利用ください

口座振替は、納め忘れや納付の心配もなく、また、納付のために金融機関窓口などに出向く必要のない大変便利な制度です。申込み手続き 口座振替を希望する金融機関の窓口(預貯金通帳と登録印をお持ちになり、窓口)に備え付けの口座振替依頼書に記入・押印して申し込んでください(市外の金融機関で申し込む場合は口座振替依頼書を送付しますのでご連絡してください)。

浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が30万円以上平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く) 住宅部分の面積が2分の1以上の併用住宅 次のいずれかの方が居住する既存の住宅

平成24年度の住民税が非課税の世帯で、次に該当する方 65歳以上のみの世帯 身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯 東京都愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯

### 柔道整復師等(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

整骨院や接骨院にかかるときは、保険医を受診するときに同じように、保険証を提示して施術を受けることができます。しかし、健康保険の対象とならない場合もあり、その場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。国民健康保険に加入されている方については、後日市から状況をお尋ねすることがありますので、整骨院や接骨院にかかったときは、負傷部位、施術内容、治療年月日などを記録し、領収書などを保管しましょう。健康保険が使えない施術

平成23年3月31日までにバリアフリー改修工事を行った住宅(120平方メートルを限度)に対し、翌年度分の固定資産税の3分の1を減額します。平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、次の改修工事に30万円以上の費用を要した住宅窓の断熱改修工事(必須減額期間など

表 所得制限額

扶養親族の人数	申請者本人の所得額	扶養義務者の所得額
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算	

条件により所得から控除できる金額があります。



オール東京滞納STOP 強化月間 東京都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等による滞納処分強化など、さまざまな徴収対策に取り組みます。問合せ 徴税課管理係

平成24年度の住民税が非課税の世帯で、次に該当する方 65歳以上のみの世帯 身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯 東京都愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯 東京都愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯 提出方法 12月21日(金)までに、はんこをお持ちください。受付時間 土曜・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで 提出・問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)、五日市出張所市民総合窓口係(提出のみ)

外傷性のねんざ・打撲・挫傷(肉離れ) 骨折・脱臼の応急手当(応急手当以外は医師の同意が必要) 健康保険が使えない施術の例(全額自己負担になります) 疲労・肩こり・腰痛・体調不良など スポーツなどによる筋肉疲労や筋肉痛 病氣(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛みやこり 脳疾患後遺症などの慢性病のリハビリなど 病院、診療所などで同様の治療を受けているとき 症状の改善が見られない長期の施術 問合せ 保険年金課国保係